別紙１

東串良町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　鹿児島県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び東串良町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、鹿児島県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に東串良町以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）鹿児島県移住支援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に東串良町以外の市区町村に転出した場合：半額